

## ●お詫びと訂正

先日配布いたしました、広報まくらざき5月号4ページの【保険税の税率等】および【均等割額・平等割額の軽減制度】の表中、黄枠部分に記載漏れがありました。以下のとおり訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

# 枕崎市の国民健康保険～これまでとこれから～

## 令和7年度の国民健康保険税率が変わります

令和7年3月議会で令和7年度の国民健康保険税率・税額の改正が議決されました。

国民健康保険制度は病気やケガをした時に安心して医療を受けられるよう、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。

しかし、加入者の高齢化や医療の高度化による一人当たりの医療費の増加や加入者数の減少による国民健康保険税の減収など、財政運営が厳しい状況が続いています。

このようなことから、国民健康保険の安定した運営のため、以下のとおり税率改定を行いました。

### 【保険税の税率等】

		改定前	改定後	差	課税限度額
医療給付費分	所得割	7.97%	8.41%	0.44%	65万円 ↓ 66万円
	均等割	25,300円	26,000円	700円	
	平等割	24,200円	25,000円	800円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.55%	3.05%	0.5%	24万円 ↓ 26万円
	均等割	8,200円	9,000円	800円	
	平等割	7,800円	8,500円	700円	
介護納付金分	所得割	2.54%	2.68%	0.14%	17万円 (変更なし)
	均等割	9,900円	10,000円	100円	
	平等割	6,800円	7,000円	200円	

### 【均等割額・平等割額の軽減制度】

区分	世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者の所得合計額が次の金額以下の世帯
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額(43万円)+30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

※5割軽減の基準額が「29万5千円」から「30万5千円」に変更となります。

2割軽減の基準額が「54万5千円」から「56万円」に変更となります。

※未就学児(平成31年4月2日以降に生まれた被保険者)の場合は均等割額が5割軽減されます。

4月に送付した納税通知書の納付額については、令和6年度の税率等で算定した仮の税額です。

改定後の税率等を用いて算定された税額については、8月に送付させていただく納税通知書から反映されます。

### 税率改定を行った背景

国民健康保険の運営主体は、県と市町村の共同運営となっています。市町村は県が決定した国保事業費納付金を県に支払っていますが、主な財源は加入者の皆さんに納付していただいた保険税となっています。

国保事業費納付金は、市町村ごとの医療費や所得状況などを基準に算定されます。しかし、現行の税率の収入だけでは賄いきれないことから、収支のバランスを見直し、将来的にも持続可能な国民健康保険の運営を行うため、令和7年度の税率を改定しました。

今後も安心して医療を受けられるよう、税率改定についてご理解をお願いします。

※6月号では、改定前税率と改定後税率で比較したモデル世帯について掲載します。

■問合せ 税務課課税係 TEL76-1066

広報まくらざき 2025.5